


Ver 1.1

## オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	京都・びわ湖地域 カシックス・油藤商事共同によるバイオディーゼル(B100)代替え事業
プロジェクト 代表事業者名	株式会社 カシックス



提出日 2010年 10月 29日

受理日 2010年 11月 1日

最終版提出日 2010年 11月 19日

<b>A : 参加者情報</b>			
<b>プロジェクト代表事業者 ※1</b>			
事業者名(フリガナ)	株式会社カシックス (カブシキガイシャ カシックス)		
住所	京都市伏見区横大路千両松町 97		
代表者氏名	藤田 周士	担当者氏名	藤田 周士
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	info@kasix.jp	担当者電話番号	075-622-7117
プロジェクトでの役割	プロジェクト主体者、バイオディーゼル利用者		
<b>プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2</b>			
事業者名(フリガナ)	株式会社カシックス (カブシキガイシャ カシックス)		
住所	京都市伏見区横大路千両松町 97		
代表者氏名	藤田 周士	担当者氏名	藤田 周士
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	info@kasix.jp	担当者電話番号	075-622-7117
プロジェクトでの役割	プロジェクト主体者、バイオディーゼル利用者		
<b>プロジェクト参加者 ※3 ※4</b>			
事業者名(フリガナ)	油藤商事株式会社		
住所	滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬 645		
代表者氏名	青山 金吾	担当者氏名	青山 裕史
担当者所属		担当者役職	専務取締役
担当者 E-mail	h-aoyama@mtc.biglobe.ne.jp	担当者電話番号	0749-35-2081
プロジェクトでの役割	廃食用油回収、バイオディーゼル製造、バイオディーゼル供給者		
<b>プロジェクト参加者 ※3 ※4</b>			
事業者名(フリガナ)	株式会社 e-プランニング		
住所	滋賀県大津市藤尾奥町 17-1		
代表者氏名	太田 豊彦	担当者氏名	太田 豊彦
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	ohta@e-plann.org	担当者電話番号	077-527-0888
プロジェクトでの役割	プロジェクト推進者、クレジット取得予定者		
<b>オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5</b>			
事業者名(フリガナ)	株式会社 e-プランニング		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	JP-100-20000-00001-00002-00		

ダブルカウントの防止の措置 ※7	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	株式会社カシックス
公的な報告・公表制度	該当しない。(必要に応じ「オフセット・クレジット (J-VER) 制度利用約款」の第 5 条の 3 項に則って処置を講じる。)
自主的な報告・公表対象	株式会社カシックスのHPにて当該プロジェクトの内容、および当該プロジェクトから創出されるオフセット・クレジット (J-VER) の発行量及び移転量を明記する。 (必要に応じ気候変動際策認証センター及び当該公的制度管理者に対して当該情報の提供を行う。)

※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。

※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。

※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。

- ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等

※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。

※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。

※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。

※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

<b>B : プロジェクト活動の概要①</b>	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p><b>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</b></p> <p>プロジェクト主体者である(株)カシックスは、ISO14001 認証取得をはじめ CNG(天然ガス)車の積極導入等CO<sub>2</sub> 低減に努めているが、さらなる環境経営の推進と温室効果ガス削減を目的として、バイオディーゼル燃料(BDF)の活用を開始した。営業用貨物トラック等の社用車を化石燃料(軽油、ガソリン)からBDF100%(B100)に代替えをすることによって大幅なCO<sub>2</sub> 削減を達成する。反面、本プロジェクトの本格的な運用にあたっては技術面や管理面、コスト等において新規プラントによるBDFの精製・製造が困難なため、石油販売業でありBDF製造販売も行う油藤商事(株)を共同者とした。これによってBDFの需供給を体系化させ、安定した車両運行体制が確保された。運輸業界では先進的かつ横断的な(車両使用者、燃料供給者の共同事業としての) 試みとなり、同業他社への波及・普及効果は高いと考えられる。尚、本事業により取得したクレジットは、(株)カシックスのステークホルダーである荷主への提供を目指し、オフセットに使用することで、業界の活性化を図るために活用する予定である。</p>
	
	<p><b>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</b></p> <p>本プロジェクト実施前まで、荷物配送で使用する車両(2t・4t・ライトバン計3台)の燃料は軽油であり、営業活動用車両(乗用車1台)の燃料は、ガソリンであった。</p>
	<p><b>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</b></p> <p>本プロジェクトで対象となる荷物配送用車両および、営業活動用車両の燃料を、従来の軽油・ガソリンから、廃食用油を原料とした、カーボンニュートラルなバイオディーゼル100%とする。</p>

B.2 採用技術

プロジェクトで使用する設備・機器等

(プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))

- (1) バイオディーゼル燃料精製機器 (旧器機)
  - ・ 機器の名称：廃食用油燃料製造装置 油藤商事オリジナル「エルフA3型」改造仕様
  - ・ 機器のメーカー名：有限会社エルフ (現ティーエムエルデ株式会社)
  - ・ 型番：エルフA3-100LS
  - ・ 機器容量：100L (3相 200V 6KVA)
  - ・ 法定耐用年数：10年
  - ・ 導入年月：平成15年4月
  - ・ 用途：廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製する。
- (2) バイオディーゼル燃料精製機器 (新規導入機器)
  - ・ 機器の名称：廃食用油燃料製造装置 「エルフA3型」
  - ・ 機器のメーカー名：有限会社エルフ (現ティーエムエルデ株式会社)
  - ・ 型番：エルフA3-100LS
  - ・ 機器容量：100L (3相 200V 6KVA)
  - ・ 法定耐用年数：10年
  - ・ 導入年月：平成22年7月
  - ・ 用途：廃食用油からバイオディーゼル燃料を増量精製する。
- (3) 廃食用油回収車両 (その1)
  - ・ 車両メーカー：トヨタ
  - ・ 車番：ダイナ
  - ・ 型式：U-LY61
  - ・ 燃料の種類：軽油 (B5)
  - ・ 導入年月日：平成6年9月
  - ・ 法定耐用年数：3年
  - ・ 用途：廃食用油回収
- (4) 廃食用油回収車両 (その2)
  - ・ 車両メーカー：ニッサン
  - ・ 車番：アトラス
  - ・ 型式：KG-SR4F23
  - ・ 燃料の種類：軽油 (B5)
  - ・ 導入年月日：平成21年12月
  - ・ 法定耐用年数：3年
  - ・ 用途：廃食用油回収



(その1:トヨタダイナ)



(その2:ニッサンアトラス)

B.2 採用技術

- (5) バイオディーゼル燃料使用車両 兼 運搬用車両 (4トン)
- ・ 車両メーカー：いすゞ
  - ・ 車番：京都100あ6989
  - ・ 年式：平成17年4月
  - ・ 型式：PA-FRR34K4
  - ・ 燃料の種類：軽油・BDF燃料併用
  - ・ 導入年月日：平成22年8月（購入年月：平成17年4月）
  - ・ 法定耐用年数：4年
  - ・ 用途：営業用貨物
- (6) バイオディーゼル燃料使用車両 (2トン)
- ・ 車両メーカー：いすゞ
  - ・ 車番：京都11う8813
  - ・ 年式：平成9年5月
  - ・ 型式：KC-NKR66EAV
  - ・ 燃料の種類：軽油・BDF燃料併用
  - ・ 導入年月日：平成22年8月（購入年月：平成9年5月）
  - ・ 法定耐用年数：4年
  - ・ 用途：営業用貨物
- (7) バイオディーゼル燃料使用車両 (ライトバン)
- ・ 車両メーカー：トヨタ
  - ・ 車番：京都400あ1901
  - ・ 年式：平成9年3月
  - ・ 型式：KC-LH103V
  - ・ 燃料の種類：軽油・BDF燃料併用
  - ・ 導入年月日：平成22年8月（購入年月：平成21年3月）
  - ・ 法定耐用年数：新車3年／中古車2年
  - ・ 用途：営業用貨物
- (8) バイオディーゼル燃料使用車両 (営業活動用)
- ・ 車両メーカー：トヨタ
  - ・ 車番：イプサム 京都502さ4706
  - ・ 年式：平成10年9月
  - ・ 型式：KH-CXM10G
  - ・ 燃料の種類：軽油・BDF燃料併用
  - ・ 導入年月日：平成22年8月（購入年月：平成22年7月）
  - ・ 法定耐用年数：6年／中古車2年
  - ・ 用途：営業活動用乗用車



(4トン車両)



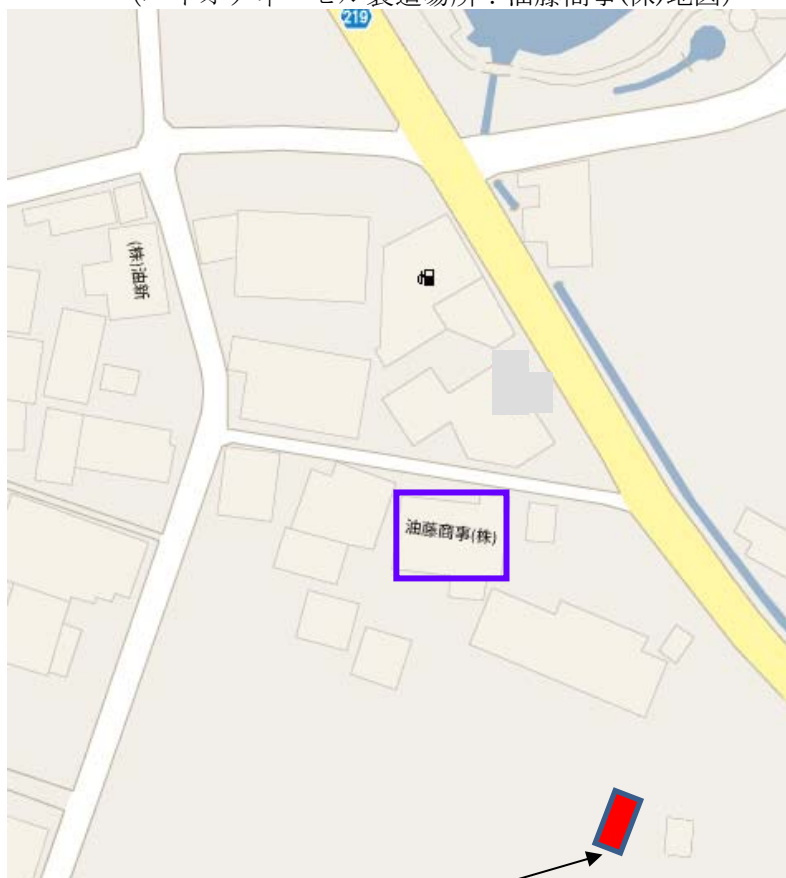
(2トン車両)

<p>B.2 採用技術</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>(ライトバン)</p> <p>(乗用車)</p> </div>	
<p>B.3 プロジェクト実施場所</p>	<p>実施事業所名</p>	<p>(株)カシックス本社・京都店 住所：京都市伏見区横大路千両松町 97</p> <p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>バイオディーゼル製造場所：油藤商事(株) 給油場所：(株)カシックス本店・京都店 使用場所：BDF使用車輛の営業ルート（以下）。(資料6-2)</p> <p>(1) 4トン車輛 本社～彦根市内全域往復／R1・名神高速道路・京滋バイパス・R8・県道2等 本社～大阪市西淀川区往復／R1・名神高速道路・府道10等 本社～大和郡山市往復／R1・R24等</p> <p>(2) 2トン車輛 本社～京都市内全域往復／R1・R24・R171・R9・R367等</p> <p>(3) ライトバン 本社～京都市内全域往復／R1・R24・R171・R9・R367等 本社～北摂全域往復／R1・R171・府道2・R173・R477・R9等</p> <p>(4) 乗用車 本社～京阪神滋全域（荷主先あるいは納品先多数のため。）</p>

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)



(バイオディーゼル製造場所：油藤商事(株)地図)



(バイオディーゼル精製プラント)

(バイオディーゼル精製プラント)

(バイオディーゼル精製プラント)

B.3 プロジェクト  
実施場所

概要



B.3 プロジェクト  
実施場所

概要



(プロジェクト対象地：(株)カシックス地区)



(BDF 給油場所：本社・京都店)

B : プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1	2010年 6月 7日 ~ 2013年 3月 31日 (2年10ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※2	2010年 7月 30日 ~ 2013年 3月 31日						
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			25	37	37	99
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元						
	補助金額 (申請額含む)	円					
	補助金の用途						
	補助対象年月日	年 月 日 ~ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。)					
B.9 他制度への申請※4	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)						
備考	(リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) バイオディーゼル製造装置の故障リスクの対応策としては、複数の装置を使用することでリスクの軽減を図っている。また、バイオディーゼル使用機械については、日常点検および定期点検を年2回行うことで、故障のリスクを最小限にとどめている。(資料5-2)						

※1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2: クレジット期間は、2008年4月1日~2013年3月31日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※4: 国内クレジット制度や海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

<b>C:方法論の適用</b>		
<b>C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性</b>	C.1.1 ポジティブ リストの番 号	No. E. <u>004 ver. 5.0.</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	BDFの供給者である油藤商事(株)は、滋賀県下において自治体や地域団体と協働して家庭からの廃食用油の回収を行っており、国内で発生した植物性の廃食用油である。廃食用油は、PJ実施前には、本相当量は利用(流用)されておらず、エネルギー利用はされていない。(添付資料1)
	C.1.3 条件2	供給者である油藤商事(株)のBDF精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。
	C.1.4 条件3	本事業によりBDFへ代替される車両は、3台は軽油、1台はガソリンを燃料としていた。(資料2-2)
	C.1.5 条件4	供給者である油藤商事(株)のBDFの品質等は、B5については、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」上の特定加工業者として登録されており、精製されたBDFは同法の強制規格を準拠している。B100は、国土交通省が策定したガイドラインに引用されている「(全国バイオディーゼル燃料利用推進)協議会強制規格」を満たしている。(資料7-1、7-2)
	C.1.6 条件5	本事業に使用する車両は、運輸業者である(株)カシックスが適切に管理する「道路運送車両法」に規定される公道を走行する車両である。車両(計4台)は特定可能であり、車検済みである。(資料4-1)
<b>C.2 適用方法 論</b>	方法論番号	JEAM <u>004 ver. 5.0.</u>
	方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="576 387 1316 584"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 387 703 432">該当する</th> <th data-bbox="703 387 922 432">準拠の説明</th> <th data-bbox="922 387 1316 432">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 432 703 488"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 432 922 488">全く準拠しない</td> <td data-bbox="922 432 1316 488"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 488 703 544"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 488 922 544">一部準拠しない</td> <td data-bbox="922 488 1316 544"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 544 703 584"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 544 922 584">全て準拠する</td> <td data-bbox="922 544 1316 584"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ (BLS)</p>	<p>C.4.1 BLSの特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料が利用されず、バイオディーゼル燃料を使用する車両等で、これまでと同じ化石燃料が使用される。</p> <p>本PJ対象車両は、PJ導入前3台は軽油を燃料とするディーゼル車、1台はガソリンを燃料とするガソリン車であった。ガソリン車は、本PJの開始に伴い、ディーゼル車へと更新した。そのため、本PJのベースラインシナリオは、3台は軽油、1台はガソリンとして算定する。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p style="text-align: center;">該当なし</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p style="text-align: center;">該当なし</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p style="text-align: center;">該当なし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止し</p>												

	なければならぬ状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 該当なし
	(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 該当なし

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D: その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p> <p>【道路運送車両法】</p> <p>バイオディーゼルを燃料とする車両は、自動車車検証に廃食用油燃料を使用する旨の記載が必要。4台の車両について車検証の記載を行った。(資料4-1)</p> <p>【水質汚濁法】</p> <p>自治体が定める基準に抵触しないため、当該法令に該当しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 20%;">該当しない</th> <th style="width: 30%;">該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>振動規制法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>■具体的に: 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>建築基準法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>消防法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>■具体的に: 少量危険物貯蔵保管所</td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	大気汚染防止法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:	2	水質汚濁防止法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:	3	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:	4	振動規制法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:	5	景観法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	■具体的に: 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託している。	7	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:	8	建築基準法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:	9	消防法	<input type="checkbox"/>	■具体的に: 少量危険物貯蔵保管所
		該当しない	該当する																																						
1	大気汚染防止法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
2	水質汚濁防止法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
3	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
4	振動規制法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
5	景観法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	■具体的に: 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託している。																																						
7	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
8	建築基準法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
9	消防法	<input type="checkbox"/>	■具体的に: 少量危険物貯蔵保管所																																						
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>該当なし</p>																																								

<p>D.3 住民説明会の 実施状況</p>	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 該当なし</p>
----------------------------	--